

教育委員会 平成24年度 7月定例会会議録

○日 時 平成24年7月18日(水) 9時30分開会、10時39分閉会

○場 所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 林委員長、山田委員、朝比奈委員、下平委員、熊代教育長

○傍聴者 5人

○本日審議を行った案件

1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア 教育指導に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

イ 世界遺産登録に関する準備状況について

ウ 行事予定(平成24年7月18日～平成24年8月31日)

2 議案第15号 平成25年度特別支援学級使用教科用図書の採択について

林委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより7月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

後ほど、課長等報告で世界遺産登録に関する準備状況について報告があるが、この件について、事務局から、市長部局の世界遺産推進担当職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し出席させているので御承知おきいただきたい。

本日の会議録署名委員を下平委員にお願いする。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 委員長報告

林委員長

先日、仕事で沖縄県的那覇市と名護市へ行ってきた。その際に両市の教育委員会へ伺い、

話を伺うことができた。

子どもを取り巻く環境は厳しく、非行や問題行動のある子どもたちも全国平均より多いそうだ。原因としては、親子関係がうまくいっていない、人間関係がうまく結べない、不登校となって居場所を失うなどが状況としてあるそうである。

(2) 教育長報告

熊代教育長

滋賀県大津市の中学2年生生徒の自殺については心が痛む。いじめとふざけっこは境界が曖昧で、個人の捉え方により異なるものである。鎌倉市では中学校において、いじめ早期発見のため意識調査をやっている。

(3) 部長報告

特になし

(4) 課長等報告

ア 教育指導に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

林委員長

報告事項のア「教育指導に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について」報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課長

議案集1ページから2ページをご覧いただきたい。本件は、本年2月9日に鎌倉市立小学校において、担任教諭による教育指導中に発生した児童の負傷事故についての損害賠償である。事故の状況は、本年2月9日午前9時10分頃、鎌倉市立小学校の教室で授業中、担任教諭が注意したにもかかわらず、負傷した児童が黒板横の時間割表を見るため前に出てきたため、担任教諭が指導の一環として廊下に連れて行こうと両手を引っ張ったが、動こうとしなかったため引っ張るのをやめて当該児童の胸を押したところ、当該児童が後ろによろけながらごみ箱に足をとられ、柱に頭部をぶつけ負傷したというものである。

事故後、当該児童の保護者と協議した結果、事故の原因を担任教諭による不適切な指導であると認め、市が治療費、慰謝料等116,175円を支払うことで協議が整い、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額の決定について議会に対し提案するよう市長に申出したところである。

当該申出に関しては、急施を要し教育委員会の会議に提案する時間的余裕がなかったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、教育長がその事務を臨時に代理したため報告するものである。なお、損害賠償の額の決定についての議案は6月28日の鎌倉市議会6月定例会において可決され、7月6日に損害賠償の相手方と示談書を取りかわしたところである。

質問・意見

下平委員

治療費は保険とは別に支払うものか。

教育部次長兼教育総務課長

治療費は、診察を受けた際にかかった費用を支払うものである。

下平委員

明らかに教員が不適切だったということか。

教育部次長兼教育総務課長

教員本人から聞き取りを行った上で判断したものである。

林委員長

その教員は若手の教員なのか。

教育部次長兼教育総務課長

ベテランである。

林委員長

今回のような出来事は情報を共有して、同じようなことが二度と起きないようにお願いしたい。

山田委員

事故を恐れるがために、指導する上で、教員が萎縮しないようにすることも大切と思う。

熊代教育長

先生方も一生懸命やっている。今回、負傷した児童の保護者からは、自分の子どもが、いつもその様な状況だったということを事前に教えておいて欲しかったと言われたそう。

下平委員

確かに、児童の親と教員のコミュニケーションが成されていれば、この様なことは起こらないかもしれない。

(報告事項アは了承された)

イ 世界遺産登録に関する準備状況について

林委員長

報告事項のイ「世界遺産登録に関する準備状況について」報告をお願いします。

世界遺産登録推進担当次長兼文化財部次長

議案集は、3ページから5ページをご覧ください。

1点目として、現時点でのイコモス調査の概要についてご説明する。まず、具体的な日程については、本年9月末までの4日間程度を想定しているものの、いまだ決定されていない。これまでの例によると、実施前のおよそ1か月前後の時期に通知されているようだ。

また、イコモス調査員は現在選考中と聞いているが、推薦された遺産が所在する地域の専門家から選任されるとなっているので、武家の古都・鎌倉へは、アジア・オセアニア地域の国から1名が派遣されるものと考えている。

調査内容、方法は、調査員の考え方、意向に大きく影響されると聞いており、事前の情報収集は文化庁が、調査対応は推薦書作成に関わった4県市事務局及び文化庁が行う予定となっている。

次に2点目として、世界遺産登録とその後を見据えた広報・啓発活動について、市では推薦書の内容を市民の皆様にお知らせするパンフレットを発行、4県市推進委員会では、これまで、日本語、英語対応のホームページを開設していたが、海外へ更なる発信を行うため、現在、中国語、韓国語対応ページの開設を近々に行えるよう準備を進めている。

さらに、鎌倉世界遺産登録推進協議会においては、武家の古都・鎌倉マップ改訂版の発行及び新たな啓発パネルを作成し、本庁舎ロビーに展示するなど活用を図っている。

また、JR東日本横浜支社のご協力のもと、鎌倉駅及び北鎌倉駅に横断幕等、首都圏の約400駅に「武家の古都鎌倉」と題したポスターを掲示、江ノ島電鉄株式会社のご協力のもと、30両の鉄道車両全車両への啓発ステッカー貼付、鎌倉駅ほかへの横断幕掲示、そして、先月9日からは、1編成を鎌倉世界遺産登録応援号として、車体の両外側に啓発ステッカーを掲示し、前後に啓発ヘッドマークを設置した車両を走らせている。さらに、世界遺産のあるまちづくりに向けて市の関係部局が横断的に取り組むため、副市長を委員長に世界遺産のあるまちづくり推進検討委員会を設置したほか、お手元のチラシにあるよう

に、市民団体との協働により、武家の古都・鎌倉見守り事業をスタートさせたほか、鎌倉世界遺産登録推進協議会によるみんなで作る世界遺産のまち鎌倉キャンペーンなど、庁内と地域との連携を強化した取り組みを進めている。

最後に、この1月にユネスコに提出された推薦書について、これまで登録決定までの間は非公開とされる旨ご報告してきたが、このたび文化庁から、公開時期や公開の内容等は未定ではあるが、ホームページにおいて富士山と併せて公開する方向で準備を進めているとの連絡があった。

この様に、世界遺産登録に向けた大きなハードルであるイコモス調査に、文化庁を始め関係機関と全力で対応するとともに、登録までのスケジュールを踏まえ、いろいろなところで市民の皆様の目に止まるよう周知啓発活動に取り組み、市民の盛り上がりを図るものである。

世界遺産登録推進担当次長

続いて、寄付の申出を受けた土地・建物等に関する取り扱いについてご報告する。お手元の資料をご覧ください。

このたび、東京都内の一般財団法人及び企業から文化的施設に役立つよう、市内の土地・建物等を寄付したいとの申出があった。寄付の内容などについてご説明する。

まず、寄付の申出は2つの法人からあった。

1つは、一般財団法人センチュリー文化財団、もう1つは、センチュリーアセットマネジメント株式会社で、いずれも東京都新宿区早稲田鶴巻町110番地22に所在している。

続いて、寄付予定財産については、扇ガ谷一丁目に所在する土地、建物などとなっている。

まず、一般財団法人センチュリー文化財団からは、鎌倉市扇ガ谷一丁目26番14他の土地、建物で、配布資料2ページ目案内図①及び③と表示された箇所である。

土地の面積は、①が3,252.00㎡、③が3,089.78㎡、建物の延床面積は①の土地上の建物が、342.77㎡、③の土地上の建物が、267.56㎡である。

次に、センチュリーアセットマネジメント株式会社からは、鎌倉市扇ガ谷一丁目26番89他の土地で、案内図②と表示された箇所である。土地の面積は2,225.44㎡となっている。

寄付財産としては、これら土地・建物のほか助成金があり、世界遺産ガイダンス施設・(仮)鎌倉博物館の整備などに対する助成金で、寄付者は、一般財団法人センチュリー文化財団である。

最後に、取得(買収)予定の土地についてご説明する。

別添案内図で④と表示した箇所、一般財団法人センチュリー文化財団の土地③の東側に隣接した鎌倉市扇ガ谷一丁目26番27他の土地、建物である。

土地の面積は6,785.24㎡、建物の延床面積は1,137.77㎡で、所有者は個人となっている。

る。なお、ただいまご説明した、土地、建物の面積については、全部事項証明書に基づくものである。

以上が、寄付申出及び取得予定対象の内容で、本市としては寄付の申出をいただいた土地等が鎌倉駅にも近く、市民の共有財産として有効な活用が見込まれることから、基本的に本件寄付を受けることとし、これらの財産の用途としては早期の対応が望まれている世界遺産ガイダンス施設及び（仮）鎌倉博物館の整備用地として活用する方向で、検討・調整を進めていきたいと考えている。

なお、本件寄付の申出をいただいた土地に隣接した④の土地は、ほぼ現状のままで早期に世界遺産ガイダンス施設としての転用が見込める建物であるため、鎌倉の新たな文化的発信拠点としての整備を目指していきたいと考えている。

今後、地元の皆様や関係機関等にご説明を行い、幅広いご理解をいただきながら必要な手続き等を進めていきたいと考えているので、ご理解ご協力をお願いしたい。

質問・意見

山田委員

建築物については、人足が遠のかないように見せ方に工夫が必要と思う。

林委員長

地元の住民や関係機関から得た意見等は資料で用意していただきたい。

朝比奈委員

世界遺産登録において、インフォメーションセンター的な役割を担ってほしい。

（報告事項イは了承された）

ウ 行事予定（平成24年7月18日～平成24年8月31日）

林委員長

報告事項のウ 行事予定についてだが、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があればお願いします。

教育部次長兼教育総務課長

学校が夏休みに入ることもあり、夏休みを利用した行事等が多く開催される。委員の方々も参加できるようならお願いしたい。

質問・意見

林委員長

先生方の研修に参加させていただきたい。

(報告事項ウは了承された)

2 議案第15号 平成25年度特別支援学級使用教科用図書の採択について

林委員長

日程の2、議案第15号「平成25年度特別支援学級使用教科用図書の採択について」を議題とする。議案の説明についてお願いします。

教育指導課長

議案第15号「平成25年度特別支援学級使用教科用図書の採択について」ご説明する。議案集は、11ページから17ページをご参照いただきたい。

平成25年度に特別支援学級で使用する教科用図書は、特別支援学級設置校長会に調査研究を依頼し、各校からの提出された「平成25年度特別支援学級使用教科用図書希望図書」をとりまとめ、その一覧を報告として受けた。

特別支援学級で使用する教科用図書は、学校教育法第34条に規定されており、いわゆる文部科学省検定本に加えて文部科学省が作成する著作本を使用することができる。さらに、検定本、著作本での指導で十分な学習効果が得られないと判断される場合には、同法附則第9条によって、一般の図書を教科用図書として採択をすることができることとなっている。

したがって、各学校での選定作業は、子どもたちが興味を強く持つこと、主体的に学習に取り組めること、より自立して学習できること、が選定の基本になっている。例えば教科が同じであっても、一人ひとりの状態や興味、関心に合わせたものを選定するというのが特別支援学級で使用する教科用図書の特徴になっている。

以上の観点で各学校から提出された「平成25年度特別支援学級使用教科用図書希望図書」を取りまとめ、特別支援学級設置校長会から報告されたものを事務局でその内容を確認し、まとめたものが議案集の一覧となっている。

質問・意見

山田委員

一覧表は小学校と中学校が一緒に掲載されているということか。

教育指導課長

小・中学校が一緒になっている。

林委員長

特別支援学級の児童・生徒に対して個別に対応されていることは何かあるか。

教育指導課長

人的支援として学級介助員を配置している。

(採決の結果、議案第15号は原案どおり可決された)

林委員長

今回の議題とは関係ないが、大津市で起きたいじめによる自殺の事件を受けて、鎌倉市としてはどうか。

教育指導課長

夏休み中に学校と連絡を取り合いながら、1学期を振り返って確認を行っていく予定である。

下平委員

相談したいのに相談する人を見つけられないという状況を解消する必要がある。

林委員長

個人的にいじめの相談を受けた。継続的な話し合いが必要と考えている。

熊代教育長

いじめについては、周りの子が気付いていながら誰にも話せないでいることや、教員がもう一步踏み込んだ声かけをするなどして、周りの誰かが手を差し伸べる必要があると考える。いずれにしても、早期発見、早期対応が大切だ。

林委員長

私が子どもの頃は、集団登校して上下の人間関係を築けたと思う。

それでは7月定例会を閉会する。